

札幌弁護士会紛争解決センター 「災害ADR」

札幌弁護士会では、「災害ADR」という、裁判によらず、シンプルな話し合いによる紛争解決の場を提供しています。北海道胆振東部地震を原因とした様々な法律トラブルに対応致します。

Q1:どんな紛争が対象になるの？

A1：話し合いで解決できる可能性がある法的な紛争であれば全ての事案が対象です。

東日本大震災では、仙台弁護士会において、借地借家トラブルや隣人トラブル、雇用に関するトラブル、建物の修繕等に関するトラブル等、400件以上の事案が災害ADRによって解決されました。

Q2:「災害ADR」って高い費用がかかるのでは？

A2：申立ての際の手数料は、一律「無料」です。

話し合いがうまくいき、和解が成立した場合には、裏面記載の通り、別途「成立手数料」がかかりますが、紛争発生の経緯や、事案の内容等から、一部減免することを柔軟に検討致します。

Q3:どうやって申し立てればいいのか？

A3：まずは、弁護士の法律相談を受けて下さい。面談相談でも電話相談でも大丈夫です。相談の際、担当弁護士に、「災害ADRを利用したい」と伝えていただくとスムーズです。

相談する弁護士に心当たりがない場合には、札幌弁護士会紛争解決センター(011-251-7730)にお電話を下さい。電話相談担当弁護士から改めてお電話を差し上げます。

Q4:解決までにどれくらいの時間がかかるの？

A4：申立てから2～3ヵ月程度での早期解決を目指しています。ただし、参加者の日程が合わない場合には、初回期日まで少々お時間を頂戴する場合があります。なお、相手方から災害ADRには参加しないとの回答が来た場合(これを「不応諾」といいます)、あるいは、そもそも全く回答がない場合や期日に出席しない場合には、災害ADRの手続きを進めることができず、打ち切りとなります。

Q5:札幌弁護士会まで行く必要があるのでは？

A5：災害ADRの期日は、札幌弁護士会で実施しますので、原則として、札幌までお越しいただく必要がありますが、どうしてもお越しいただけない事情がある場合、相手方や弁護士調停人の了解を得て、より近い弁護士会等の施設を利用して期日を開催できる場合があります。

Q6:災害ADRを申し立てた場合、必ず有利に解決できるの？

A6：災害ADRに限らず、全てのADR手続きにおいて、弁護士会が提供するの「話し合いの場」であり、あくまで中立的な立場で関与致します。従って、弁護士会は、紛争当事者どちらかにとって有利に解決することのお手伝いをするものではありません。

災害ADRの流れ

札幌弁護士会紛争解決センター(011-251-7730)へのお問い合わせ

※ 担当の職員が対応致しますので、「災害ADRを利用したい」とお伝え下さい。
電話相談担当弁護士から直接皆様に御連絡を差し上げ、事実関係等の聞き取り(紹介状作成及び申立サポート)を実施致します。

相談担当した弁護士(申立サポート弁護士)が紹介状兼調停申立書を紛争解決センターに提出

紛争解決センター運営委員会から、相手方への連絡及び意向確認

相手方応諾の場合には、調停人弁護士を選任し第1回の期日調整

相手方不応諾の場合は終了

第1回期日(調停人弁護士が間に立つ話し合い)

第2回～審理期日(回数はケースにより異なります)

和解成立

和解不成立

災害ADRの費用

- 申立手数料・・・無料 (一般のADRでは1万円+消費税)
- 成立手数料・・・原則として、下表のとおり解決額に応じて算出された金額 (ただし、事案に応じて一部減免される可能性があります) を、申立人と相手方で折半して負担していただきます。和解が成立しないときは発生しません。

成立手数料算定方法 (別途消費税が加算されます)

解決額	割合
100万円までの場合	解決額の8%
100万円を超え300万円以下の場合	解決額の5%+3万円
300万円を超え3000万円以下の場合	解決額の3%+9万円
3000万円を超え3億円以下の場合	解決額の2%+39万円
3億円を超える場合	解決額の1%+339万円

例) 相手方が申立人に対して100万円支払うという和解が成立した場合、成立手数料は8万円(税別)となり、申立人と相手方がそれぞれ4万円(税別)ずつご負担いただくこととなります。

(お問い合わせ) 札幌弁護士会紛争解決センター

〒060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階

札幌弁護士会法律相談センター内

TEL:011-251-7730 (受付時間 平日 9:00~16:00 *12:00~13:00を除く)

[URL] <https://www.satsuben.or.jp/>